

令和6年1月5日
福岡市住宅都市局

市政記者各位

令和6年能登半島地震に伴う被災者の福岡市営住宅への入居について

福岡市では、石川県能登地方で発生した地震及び地震の影響による津波等によって住宅を失った被災者を対象に、一時的な避難場所として、下記のように、福岡市営住宅を無償で提供します。

市営住宅への一時入居を希望される被災者の方はもとより、親族やお知り合いなど代理の方からのご相談・申し込みも受け付けます。

記

1 入居対象者

- ① 地震等によって、住宅が全壊又は半壊、床上浸水等の損害を受け、現に居住が困難となった方
- ② 必要な確認書類等
 - ・罹災証明書（後日の提出で可）
 - ・住所がわかる運転免許証など

※上記にかかわらず、当面は被災状況がわかる写真での確認など、状況に応じて対応いたしますので、ご相談ください。

2 入居期間及び家賃等

- ① 入居期間 最長6か月間とします（ただし、住宅再建等に期間を要する場合は、個別に相談に応じます）。
- ② 家賃 無料（敷金不要）
※入居者が利用する電気、ガス、水道や共益費などは自己負担となります。
- ③ 提供できる物資 照明器具、ガスコンロを貸与、寝具は支給
- ④ 提供する戸数 当面20戸

3 お問い合わせ・お申し込み窓口

福岡市住宅都市局住宅運営課（福岡市博多区店屋町4-1 福岡市営住宅センター2F）

受付開始日：令和6年1月9日（火）

受付時間：平日9時～18時

電話番号：092-271-2553（専用）

FAX番号：092-271-2556

（問い合わせ先）

福岡市住宅都市局住宅部住宅運営課

担当：花原、河原

TEL：092-283-1312

FAX：092-271-2556